

エコフイード認証等取得支援事業に係るエコフイード認証等支援者養成講習会 開催要領

平成29年8月10日付け29年度発中畜第1913号

第1 趣旨

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、今後増加が見込まれるインバウンド消費を見据え、畜産物生産者等による認証エコフイード及びエコフイード利用畜産物認証（以下「エコフイード認証等」という。）の取得を容易にするため、食品残さの飼料化及び利用に関する専門家の参画を得て、エコフイード認証等の取得を目指す事業者及び畜産物生産者等を対象としたエコフイード認証等取得支援者養成講習会を開催し、エコフイード認証等の取得を目指す事業者等の取組を支援する。

第2 講習会の内容

- 1 エコフイードをめぐる情勢
- 2 エコフイードに関する法令
- 3 エコフイード認証制度（申請等の手順）
- 4 エコフイード利用畜産物認証（申請等の手順）
- 5 エコフイードの背景、歴史等（社会的制度、経済性）
- 6 エコフイードの取組み、食品メーカーの役割、飼料化技術の啓発（技術面）
- 7 エコフイード認証等の現地実習

第3 講習会の受講対象者

- 1 エコフイード認証等の取得を目指す事業者等
- 2 飼料を製造する者
- 3 畜産物生産者、加工製造業者
- 4 畜産物又はその加工食品を販売する者
- 5 畜産物又はその加工食品の製造販売を委託する者

第4 講習会の開催通知

- 1 中央畜産会は、第2に定める講習会を開催する場合は、その時期、開催場所、講習会参加の方法のほか、必要な事項を明記の上、第3の講習会受講対象者に通知する。
- 2 講習会開催に関する内容を中央畜産会ホームページに掲載する。

第5 講習会受講の申請

- 1 受講希望者は、別紙様式第1号を中央畜産会会長あてに提出するものとする。

- 2 講習会受講に係る費用の負担を希望する者は、中央畜産会あて別紙様式第2号を提出するものとする。
- 3 講習会受講者は、原則として1企業又は1団体1名以内とする。

第6 講習会受講の決定通知等

- 1 中央畜産会は、講習受講が決定した場合、受講希望者あてにその旨を通知する。
- 2 講習会受講の決定通知後、講習会受講を辞退する場合、別紙様式第3号を中央畜産会会長あてに速やかに提出するものとする。

第7 支援者認定

- 1 中央畜産会会長は、第2に定める講習会の内容の全てを受講した者をエコフィールド認証等支援者(以下「支援者」という。)として認定し、認定証を交付する。
- 2 中央畜産会は、前項に定める者をエコフィールド認証等支援者名簿へ登録する。
- 3 中央畜産会会長は、支援者として不適切であると認めた場合は、支援者の認定資格を取り消すことができる。

第8 講習会受講に係る費用負担

- 1 講習会受講に係る旅費等経費については、予算の範囲内において中央畜産会が中央畜産会旅費規定に基づき負担する。
- 2 講習会受講に係る費用負担は、原則として各回20名以内、かつ1企業又は1団体1名以内とする。
- 3 講習会受講者は、講習会受講に際し、宿泊を伴う場合は別紙様式第4号を提出及び航空機を利用した場合は往復の半券及び領収書を添付するものとする。
- 4 第1項に定める講習会受講に係る旅費等経費は、第2に定める講習会の内容を全て受講し、第5の2及び前項に定める必要書類を提出した者に支払うものとする。ただし、自費で講習会を受講した者はこの限りでない。